

山都町学校給食食物アレルギー

マニュアル

阿蘇山麓のまち



山都町

YAMATO-CHO
KUMAMOTO/JPN

目次

第1章 山都町立学校の給食に関する基本的な考え方及び対応方針

- 1 学校給食における食物アレルギー対応の原則的な考え方・・・・・・・・・・ P 2
- 2 マニュアルの位置づけ・・・・・・・・・・ P 4
- 3 対応方針・・・・・・・・・・ P 4
- 4 学校（教職員）の役割・・・・・・・・・・ P 5～P 8
- 5 教育委員会の役割・・・・・・・・・・ P 8

第2章 学校給食における食物アレルギー対応

- 1 学校給食における食物アレルギー対応について・・・・・・・・・・ P 9～P 11
- 2 食物アレルギー対応の役割分担表・・・・・・・・・・ P 12～P 20

第3章 緊急時の対応（学校・教育委員会）

- 1 学校における緊急時の対応・・・・・・・・・・ P 21
- 2 食物アレルギー対応等に係る報告について・・・・・・・・・・ P 21

学校生活（給食以外）での留意点

- 1 校内における教育活動・・・・・・・・・・ P 22
- 2 校外学習・宿泊を伴う行事・・・・・・・・・・ P 22
- 3 運動・・・・・・・・・・ P 23

第1章山都町立学校の給食に関する基本的な考え方及び対応方針

1 学校給食における食物アレルギー対応の原則的な考え方

1. 最優先は“安全性”

学校給食で最優先されるべきは、“安全性”である。従来の、栄養価の充足やおいしさ、彩り、そして保護者や児童生徒の希望は、安全性が十分に確保される方法で検討する。

2. 二者択一の給食提供

“安全性”確保のために、従来の多段階の除去食や代替食提供は行わず、原因食物を「提供するかしないかの二者択一」を原則的な対応とすること。二者択一とは、牛乳アレルギーを例に以下のように説明される。

従来の多段階対応では、1) 完全除去、2) 少量可、3) 加工食品可、4) 牛乳を利用した料理可、5) 飲用牛乳のみ停止など様々なレベルがあった。これに個々に対応すると、業務は複雑・煩雑となり、負担が増えるばかりか、事故の温床にもなる。このため、二者択一、つまり完全除去か、他の児童生徒と同じようにすべての牛乳・乳製品を提供する、どちらかで対応をする。多段階対応はしない。

3. 二者択一した上での給食提供

対応を二者択一した上で提供する給食には、代替食と除去食がある。本来の学校給食における食物アレルギー対応の理想的な提供方法は代替食である。しかし代替食は、除去食よりもきめ細かな対応が必要になるため、安全性が担保できないときは除去食対応を選択する。

①除去食の場合、完全除去した献立に代替はしない。このためそれが中心献立・食材だった場合、給食として成立しないため、一部弁当対応となる。

②代替食の場合、完全除去した献立に代替する献立・食材を加える。ただしアレルギー対応献立はできる限り最小限に集約して調理するようにし、原因食物ごとに別々の献立や調理方法を設定しない。最小限の代替食を「提供するかしないかの二者択一」とする。

4. 二者択一で除去食対応としたときの問題点や疑問点

①給食を食べられなくなる児童生徒がいる

これまで一定レベル以上の給食を安全に食べられていた児童生徒が、完全除去対応となるため、対応の後退を問題にされる可能性がある。

個人で考えれば、一部児童生徒で二者択一が対応の後退に映るが、この方針は学校給食における食物アレルギー対応全体の安全性向上という目的がある。こうした説明を保護者に丁寧に行い理解を得る。

② 調味料の使用や微量混入まで完全除去管理になると、かえって現場の負担になる。

多くの患者は、調味料の使用や微量混入では症状が誘発されないと考えられる。このためそのレベルで管理が必要な場合、対象は重症患者といえ、安全性の確保が難しければ学校給食で対応することは勧められない。この場合、弁当対応を考慮する。

5. 弁当対応の際の留意点

弁当対応を行う場合、保護者とのコミュニケーションを密に図ることが重要である。学級での指導状況や食物アレルギーを有する児童生徒の意向等を十分に考慮した上で、具体的な対応を決定していく。その際、双方にとって過度な負担とならないように配慮するとともに、状況に応じて適宜対応を見直していくことも必要である。

弁当対応の考慮対象

以下に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮する。

極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

- a) 調味料・だし・添加物の除去が必要
- b) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある

（注意喚起例）

○同一工場、製造ライン使用によるもの

「本品製造工場では○○（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」

○原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

○えび、かにを補食していることによるもの

「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

- c) 多品目の食物除去が必要
- d) 食器や調理器具の共用ができない
- e) 油の共用ができない
- f) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

2 マニュアルの位置づけ

本マニュアルは、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインを補足し、山都町内の小中学校における年間を通した対応の流れや、調理から配食・配膳・喫食に至るまでの除去食等の提供に関する具体的な手順等について、対応の単純化と町内共通化、事故防止策の見える化を図り、学校現場で最低限必要となる対応方法等を示すマニュアルとして作成した。

3 対応方針

学校給食が原因となるアレルギー症状を、発症させないよう「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年3月 財団法人日本学校保健会発行）、「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月 文部科学省）、「学校における食物アレルギー対応の手引き」（平成28年3月 熊本県教育委員会）及び「学校における食物アレルギー対応Q&A」（平成28年3月 熊本県教育委員会）に基づき、児童・生徒の安全面に十分に配慮し、各学校の物理的な許容範囲等もふまえつつ、食物アレルギーの児童・生徒の視点に立った対応を行う。

【学校給食に関する基本的な考え方】

- 1 山都町教育委員会は、安全性を最優先とし給食施設及び食物アレルギーのある児童・生徒の状況等に基づき、医師の指示に従い、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とし、食物アレルギーの児童・生徒への給食を可能な範囲で対応方法（レベル1からレベル4）*を決定し対応します。
- 2 山都町教育委員会は、食物アレルギーのある児童・生徒と他の児童・生徒が、互いの違いを認め合い助け合う中で、みんなが同じように給食時間を楽しみ、食を通して成長していくことを目指します。
- 3 山都町教育委員会は、食物アレルギーについて正しい知識を身に付けるよう、学校の教職員等へ研修等を行うことに努めます。

*（レベル1からレベル4）については、P6参照

4 学校の役割

(1) 校内食物アレルギー対応委員会の設置について

対応委員会は、校長を責任者とし、山都町教育委員会等の統一的な対応方針と学校生活管理指導表に記載された個々の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し、学校における給食対応の基本方針を決定します。また、学校給食におけるさまざまな取り決め、ルール、マニュアルなどを協議し決定します。

また、緊急時に適切な対応ができるよう各関係機関や保護者との連携を図るとともに、各教職員の役割を明確にし、研修会（具体的な対応訓練を含む）の企画・実施を行い校内危機管理体制を構築します。

(2) 食物アレルギー対応における教職員・関係者の役割

校長の役割

- ・山都町の基本的な対応方針を踏まえ、学校としての基本方針を示す。
- ・食物アレルギー対応について、対応委員会を主宰し、校内を統括する。
- ・対応委員会において、対象児童生徒の実態、保護者の要望等を確認し、その他の諸状況を勘案して対応を決定する。
- ・校内の連絡体制を整え、職員の役割を明確にする。
- ・食物アレルギー症状の理解や対応について、職員の共通理解を図れるよう指導する。
- ・緊急時には、「緊急時対応マニュアル」に基づいた適切かつ迅速な対応を指示する。

教頭の役割

- ・食物アレルギー対応について、校内及び関係機関との連絡調整、職員の共通理解を図る場の設定を行う。
- ・食物アレルギーのある児童生徒の実態を把握し、情報を統括する。
- ・校内の連携・協力体制が円滑に機能するよう指導、助言する。
- ・保護者と学校側関係者との面談の場を設定するとともに、必要に応じて保護者面談に同席し、学校としての説明を行う。
- ・緊急時に校長の指示のもと、「緊急時対応マニュアル」に基づく対応が適切かつ迅速に行われるよう職員に指示し、確認する。また、救急車を要請した場合は、関係機関（教育委員会等）に連絡する。

担任の役割

- ・保護者の申し出や各調査等により、食物アレルギー疾患の児童生徒を把握し、養護教諭を通じて管理職に報告する。
- ・保護者とのスケジュールを調整して面談日時を決定する。
- ・保護者との面談に出席し、学校生活上の留意点や緊急時の対応、主治医や保護者の連絡先等を確認する。

- ・対応がまとまり次第、学校における対応について保護者、児童・生徒に連絡する。（「食物アレルギー個別取組プラン（案・決定）（様式3）の活用）
- ・児童生徒が誤食に気づいた時や食後体調の変化を感じた時は、すぐに申し出るよう指導する。
- ・食物アレルギー対応食（弁当・一部弁当食、調理での対応食など）が対象児童生徒に配膳されているか確認を徹底する。
- ・児童生徒が原因食品を除去して食べる場合（レベル1）は、当日の献立と使用食品を確認する。さらに、児童生徒が原因食品を除去したか確認を徹底する。
- ・除去食や代替食の場合（レベル3、レベル4）は、給食調理員等から直接受け取り、学年、組、氏名、献立名と除去内容等の確認を徹底する。
- ・食物アレルギーを持つ生徒が給食当番を行う際には、原因食品に触れることがないように十分に配慮する。
- ・緊急時の対応、連絡先等を保護者と確認し、全教職員に周知徹底しておく。
- ・担任が給食時間に不在の場合は、他の職員に食物アレルギーに関する連絡を確実に言い、対応を徹底する。
- ・対応食の対応児童生徒が欠席、早退等により対応食を食べない場合は、把握後、速やかに給食担当者を通じて調理場に連絡する。
- ・他の児童生徒に対して、当該児童生徒の状況を正しく理解できるように適切な指導を行い、偏見やひやかし等が生じないように配慮する。

レベル1（詳細な献立表対応）

学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を家庭に事前に配布し、それを元に保護者や担任などの指示もしくは児童生徒自身の判断で学校給食から原因食品を除外しながら食べる対策を指します。

レベル2（弁当対応）

全ての学校給食に対して弁当を持参させる“完全弁当対応”と、普段除去食や代替食対応をしている中で、除去が困難で、どうしても対応が困難な料理において弁当を持参させる“一部弁当対応”があります。

レベル3（除去食対応）

申請のあった原因食品を除いた学校給食を指します。

レベル4（代替食対応）

申請のあった原因食品を学校給食から除き、除かれることによって失われる栄養価を別の食品を用いて補って提供される学校給食を指します。

養護教諭、保健主事の役割

- ・保護者の申し出や各調査等により、食物アレルギー疾患の児童生徒を把握し、学校での対応を求める保護者には、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を依頼する。
- ・保護者との面談に出席し、学校生活上の留意点や緊急時の対応、連絡先等を確認する。「食物アレルギー個別取組プラン（案・決定）」（様式3）の作成
- ・緊急時の対応及び主治医や保護者の連絡先等の情報を教職員に伝える。
- ・主治医、学校医及び緊急時対応医療機関と連携を図り、該当児童生徒にアレルギー症状が発症した場合の応急手当ての方法や連絡先を確認する。（エピペン®の保管場所や使用方法等を含む）
- ・食物アレルギーについての正しい知識を教職員に周知し、常に担任、栄養教諭・学校栄養職員、他の校内職員との連携を図る。
- ・除去食等の食物アレルギー対応をしている場合は、全教職員で情報を共有し、担任以外でも給食時の食物アレルギーに対応ができるようにする。
- ・学校を通じて、保護者に「アレルギー対応献立確認表」（様式10-1）及び「アレルギー対応予定献立表」（様式10-2）を配布する。

給食主任の役割

- ・必要に応じて保護者との面談に出席し、学校生活上の留意点や緊急時の対応、連絡先等を確認する。
- ・関係教職員のそれぞれの役割や相互の連携が円滑に行われているか確認する。
- ・栄養教諭・学校栄養職員の未配置校においては、必要に応じて当該校を担当する栄養教諭・学校栄養職員と連絡調整を図り、校長等管理職を補佐する。

栄養教諭・学校栄養職員の役割

- ・保護者との面談に出席し、食物アレルギーの原因となる食品、家庭での除去食の状況を把握する。
- ・保護者との面談に出席し、学校生活上の留意点や緊急時の対応、連絡先等を確認する。「食物アレルギー個別取組プラン（案・決定）」（様式3）の作成
- ・担任、養護教諭、保健主事と保護者との対応について、定期的に確認する。
- ・給食調理員等とアレルギー対応食の調理作業について、綿密な打ち合わせを行い、徹底を図る。
- ・給食における食物アレルギーに関する留意事項について、教職員へ指導を行う。
- ・対応に不明な点がある場合や重症児等については、主治医と連携し検討する。

学校医の役割

- ・学校に対して、食物アレルギー対応に関する指導、助言を行い、必要に応じて食物アレルギー対応委員会に出席する。

給食調理員の役割

- ・食物アレルギーに対して、正しい知識を持つ。
- ・対応委員会の決定事項に基づいた調理法について検討する。
- ・混入、誤配食がないように、調理作業の綿密な打ち合わせを行い、調理作業工程表、作業動線図に基づいた調理作業を徹底する。
- ・物資の表示を確認し、万が一原材料に除去すべき食品があった場合は、速やかに学校長に報告する。

(3) 学校が児童生徒や保護者にお願いすること

保護者

- ・食物アレルギー対応食を希望する場合は、医療機関を受診し学校生活管理指導表を学校に提出する。
- ・学校における面談に出席し、対象児童生徒の実態、要望等を伝える。
- ・「アレルギー対応予定献立表」(様式10-2)の確認を行い、「アレルギー対応献立確認表」(様式10-1)に押印後、養護教諭に返却する。
- ・必要に応じて、家庭からの弁当・一部弁当食を用意する。

対象児童生徒

- ・自身の食物アレルギーの状況を理解し、食べてはいけない食品は絶対に食べない。
- ・対応食の有無や弁当持参等、自身の学校給食における食物アレルギー対応について理解しておく。
- ・誤食したり、食物アレルギー症状が出た場合は、速やかに学級担任等に申し出る。
- ・エピペン®を処方された児童生徒については、緊急時にエピペン®を直ちに使用できる状況にしておく。

5 教育委員会の役割

- (1) 山都町学校給食食物アレルギー対応委員会の開催
- (2) 緊急時に備え各校の食物アレルギー情報を共有するとともに、緊急時の態勢を整え適切な対応を行う。
- (3) 各学校の学校生活管理指導表を集約し、現状を把握する。
- (4) 食物アレルギーに係る情報は、教職員が正しく理解し共有するとともに、個人情報としての厳重な管理とプライバシーへの配慮について周知する。
- (5) 対応事案等の把握、報告、改善策の検討
ア 各学校に対しすべての事故及びヒヤリハット事例について、その詳細と改善策の報告を求め、集約した情報は学校へフィードバックし、町内で共有することで事故防止の徹底を図る。

イ 事故やヒヤリハット事例の分析、学校からの改善に関する意見や他自治体の効果的な取組等を踏まえ改善策の検討を行い、学校への周知を図るとともに、必要に応じて本マニュアルを更新する。

第2章 学校給食における食物アレルギー対応

(1) 学校給食における食物アレルギー対応について

ア 食物アレルギーの判断基準

- ① 医師により、食物アレルギーと診断されていること。
- ② 家庭の食事において、食物アレルギーに対する配慮（原因食品の除去等）がなされていること。
- ③ 各学校の学校給食において、対応が可能であること。

イ 実施基準

- ① すべての町立小中学校で対応する。
- ② 学校における食物アレルギー対応を行う際には、提出された学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）に基づき、実施するものとする。
- ③ 除去食対応を基本とし、各学校の物理的環境や児童・生徒の個別状況を総合的に判断し、現状で行うことのできる最良の対応を学校長が決定する。
- ④ 学校給食での対応を行うことができない場合は、家庭から代替食及び弁当を持参するものとする。
- ⑤ 食物アレルギー対応食用食器（盆）を使用することとし、配膳時の間違いがないように配慮する。
- ⑥ 食物アレルギーの児童、生徒の対応給食は、食器に盛り付け、食品包装用フィルム等の覆いを施したうえで、児童、生徒のクラス名、氏名を明記し学校で決めた所定場所に置き、教室前に運ぶ。
- ⑦ 教室での配膳時には、担任等及び児童・生徒本人が食物アレルギー対応給食であることを確認する。
- ⑧ 児童、生徒本人が、食事開始時に食物アレルギー対応給食が盛り付けられた食器の食品包装用フィルム等はずす。
- ⑨ 除去食がある日は、原則として、当該児童・生徒について、その日のすべての献立のおかわりを禁止とする。
- ⑩ 食物アレルギー対応に係る給食費の返還、追加徴収はしない。

(2) 給食の除去対応について

- ・ 完全除去を基本とする。

(3) 代替食対応について

- ・ 代替食対応については、予算、当日の献立等を考慮し、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、調理員と協議を行い決定する。

(4) 統一書式の使用と情報の管理について

ア 統一書式の使用

食物アレルギー対応が必要な児童、生徒の情報把握や献立等の確認のために必要な以下の書類に関しては、全校共通の統一書式を使用する。

- ・ 食物アレルギーの対応について（様式1）
- ・ 食物アレルギー調査について（様式2）
- ・ 「食物アレルギー個別取組プラン(案・決定)」（様式3）
- ・ アナフィラキシーショック発生報告書（速報・追加）（様式4）
- ・ ㊟アナフィラキシー緊急時個別対応カード（様式5）
- ・ 面談記録票（様式6）
- ・ 変更（解除）届出書（様式7）
- ・ ヒヤリハット事例 報告書（様式8）
- ・ 緊急時個別対応経過記録表（様式9）
- ・ アレルギー対応献立確認表（様式10-1）
- ・ アレルギー対応予定献立表（様式10-2）

イ 情報の管理

- ・ 食物アレルギー対応が必要な児童、生徒の情報は、全教職員が正しく理解し共有する。
- ・ 取組プラン、緊急時個別対応カード、管理指導表を個人別に緊急対応ファイルにまとめ、学級の所定の場所で保管する。
- ・ 全員分の情報を統括ファイルにまとめ、校長室、職員室、保健室、事務室で保管し保管場所を全教職員が把握する。
- ・ 緊急時には、緊急対応ファイル及び統括ファイルにより、適切な対応を行う。

(5) トレイ、食器について

トレイ、食器は、色分けにより視覚的にも分かりやすくする。

(6) 学校における対応委員会の設置、運営について

ア 構成メンバー（例）

管理職・養護教諭・学級担任・栄養教諭・学校栄養職員・保健主事・調理員・食育担当

イ 実施事項

- ・アレルギー疾患のある児童、生徒の把握と対応決定
- ・役割分担モデルを参考に緊急時に適切な対応がとれる体制の整備
- ・対応役割分担表の作成及び周知
- ・緊急時対応の確認
- ・緊急時対応の校内訓練の実施
- ・献立の確認
- ・ヒヤリハット事例の検証
- ・個別取組プランの検証
- ・その他必要事項

(7) 新1年生対応の早期化

新1年生への対応について、小学校は就学時健診時から、中学校は入学説明会から、啓発、相談等の対応を開始し、入学までに児童、生徒の状況を把握するとともに、給食開始までに面談を実施する。

2 食物アレルギー対応の役割分担表

対応内容	時期	担当					
		教育委員会	管理職	養護教諭	担任	栄養教諭	給食主任
1 対応申請の確認							
(1) 小学校 申請時期 (新1年生)							
① 学校教育課は、小学校新1年生の保護者に対し「学校での食物アレルギー対応について」(様式1)及び「食物アレルギー調査について」(様式2)を就学時健診の通知と一緒に郵送する。	10月	●					
② 小学校は、就学時健診会場において「食物アレルギー調査について」(様式2)を回収し、対応が必要な児童に対しては「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を配布し、医療機関への受診を行うよう説明する。	10月～ 11月 (就学時健診J)		●				
③ 小学校は、就学時健診時に対応が必要な児童に渡した「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を回収し、保護者及び対象児童と「食物アレルギー個別取組プラン(案)」(様式3)を元に面談を行う。	2月 (入学体験)		●	●		●	●
④ 小学校は、対応が必要な児童について、校内食物アレルギー対応委員会を開催して「食物アレルギー個別取組プラン(決定)」(様式3)を作成する。	2月中旬		●	●		●	●
⑤ 小学校は、校内食物アレルギー対応委員会で決定した、学校給食におけるアレルギー対応食について、保護者と面談を行い、「食物アレルギー個別取組プラン(決定)」(様式3)に署名押印を依頼する。	2月下旬～ 3月上旬		●	●		●	●

対応内容	時期	担当						
		教育委員会	管理職	養護教諭	担任	栄養教諭	給食主任	調理員
⑥ 小学校は、4月分の献立表について、アレルギー確認表（様式10-1）及びアレルギー対応予定献立表（様式10-2）を保護者へ渡す。保護者はアレルギー確認表（様式10-1）に押印後、学校に提出する。	3月下旬～ 4月上旬		●	●		●	●	
⑦ 小学校は、食物アレルギー対応児童について対応方針を取りまとめ、「食物アレルギー個別取組プラン（決定）」（様式3）を持って、山都町食物アレルギー対応委員会に報告し、指導を受ける。	4月下旬	●	●	●	●	●		●
(2) 進級時（新2年生から新6年生）								
① 小学校は、新2年生から新6年生に対して「学校での食物アレルギー対応について」（様式1）及び「食物アレルギー調査について」（様式2）を配布する。	12月頃			●	●			
② 小学校は、保護者からの申し出により、該当する児童に対して「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を配布し、医療機関への受診を行うよう説明する。				●	●			
③ 小学校は、保護者から提出された「学校生活指導表（アレルギー疾患用）」により、後日、保護者及び対象児童と「食物アレルギー個別取組プラン（案）」（様式3）を元に面談を行う。	2月上旬		●	●	●	●		●
④ 小学校は、対応が必要な児童について校内対応委員会を開催して「食物アレルギー個別取組プラン（決定）」（様式3）を作成する。	2月中旬		●	●	●	●		
⑤ 小学校は、校内食物アレルギー対応委員会で決定した、学校給食におけるアレルギー対応食について、保護者と面談を行い、「食物アレルギー個別取組プラン（決定）」（様式3）に署名押印を依頼する。	3月下旬～ 4月上旬		●	●	●	●	●	●
⑥ 小学校は、食物アレルギー対応児童について対応方針を取りまとめ、山都町アレルギー対応委員会に報告し、指導を受ける。	4月下旬	●	●	●	●	●		●

対応内容	時期	担当					
		教育委員会	管理職	養護教諭	担任	栄養教諭	給食主任
2 対応申請の確認							
(1) 中学校 申請時期 (新1年生)							
① 小学校は、中学校新1年生の保護者に対し「学校での食物アレルギー対応について」(様式1)及び「食物アレルギー調査について」(様式2)を配布する	12月	●					
② 小学校は、「食物アレルギー調査について」(様式2)を回収し、対応が必要な児童に対しては「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を配布し、医療機関への受診を行うよう説明する。また、回収した「食物アレルギー調査について」(様式2)を中学校に渡す。	2月中旬		●	●			
③ 中学校は、保護者が持参した「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を回収し、それを元に保護者及び対象生徒と面談を行い「食物アレルギー個別取組プラン(案)」(様式3)を作成する。	2月中旬		●	●	●	●	●
④ 中学校は、対応が必要な生徒について、校内食物アレルギー対応委員会を開催して「食物アレルギー個別取組プラン」(様式3)を作成する。	2月中旬		●	●	●		●
⑤ 中学校は、校内食物アレルギー対応委員会で決定した、学校給食におけるアレルギー対応食について、保護者と面談を行い、「食物アレルギー個別取組プラン(決定)」(様式3)に署名押印を依頼する。	2月下旬から 3月上旬		●	●	●	●	●

対応内容	時期	担当						
		教育委員会	管理職	養護教諭	担任	栄養教諭	給食主任	調理員
⑥ 中学校は、4月分の献立表について、アレルギー対応献立確認表（様式10-1）及びアレルギー対応予定献立表（様式10-2）を保護者へ渡す。保護者はアレルギー確認表（様式10-1）に押印後、学校に提出する。	3月下旬～ 4月上旬		●	●		●	●	●
⑦ 中学校は、食物アレルギー対応生徒について対応方針を取りまとめ、山都町食物アレルギー対応委員会に報告し、指導を受ける。	4月下旬	●	●	●		●		
(2) 進級時（新2年生～新3年生）								
① 中学校は、新2年生から新3年生に対して「学校での食物アレルギー対応について」（様式1）及び「食物アレルギー調査について」（様式2）を配布する。	12月頃～			●	●			
② 中学校は、保護者からの申し出により、該当する生徒に対して「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を配布し、医療機関への受診を行うよう説明する。	1月頃～			●	●			
③ 中学校は、保護者から提出された「学校生活指導表（アレルギー疾患用）」により、後日、保護者及び対象生徒と「食物アレルギー個別取組プラン（案）」（様式3）を元に面談を行う。	2月上旬		●	●	●	●	●	●
④ 中学校は、対応が必要な生徒について校内対応委員会を開催して「食物アレルギー個別取組プラン（決定）」（様式3）を作成する。	2月中旬		●	●	●	●		
⑤ 中学校は、校内食物アレルギー対応委員会で決定した、学校給食におけるアレルギー対応食について、保護者と面談を行い、「食物アレルギー個別取組プラン（決定）」（様式3）に署名押印を依頼する。	3月下旬～ 4月上旬		●	●	●	●	●	●
⑥ 中学校は、食物アレルギー対応生徒について対応方針を取りまとめ、山都町食物アレルギー対応委員会において報告し、指導を受ける。	4月下旬	●	●	●	●	●		

対応内容	時期	担当						
		教育委員会	管理職	養護教諭	担任	栄養教諭	給食主任	調理員
3 申請時期（新規発症・診断及び転入時）								
(1) ①	小・中学校は、食物アレルギーを新規に発症またはアレルギー対象児童生徒が転入した場合は、保護者に対して「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を配布し、医療機関の受診を進める。	随時		●	●			
②	小・中学校は、保護者から提出された「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」により、後日保護者及び対象児童生徒「食物アレルギー個別取組プラン（案）」（様式3）を元に面談を行う。	随時		●	●	●	●	●
③	小・中学校は、対応が必要な児童生徒について、校内食物アレルギー対応委員会を開催して「食物アレルギー個別取組プラン（決定）」（様式3）を作成する。	随時		●	●	●	●	●
④	小・中学校は、校内食物アレルギー対応委員会で決定した、学校給食におけるアレルギー対応食について、保護者と面談を行い、「食物アレルギー個別取組プラン（決定）」（様式3）に署名押印を依頼する。	随時		●	●	●	●	●
⑤	小・中学校は、食物アレルギー対応児童・生徒について対応方針を取りまとめ、山都町食物アレルギー対応委員会において報告し、指導を受ける。	4月下旬	●	●	●	●	●	

対応内容	時期	担当						
		教育委員会	管理職	養護教諭	担任	栄養教諭	給食主任	調理員
4 校内対応委員会の設置と開催								
(1) 学校は、校内対応委員会にて、対応方法の検討・決定を行う。 新一年生及び学年進級時の継続については、面談の際に確認し「食物アレルギー個別取組プラン（決定）」（様式3）を元に具体的な対応内容について協議する。	給食開始前まで及び随時		●	●	●	●	●	●
5 山都町アレルギー対応委員会の実施								
(1) 山都町アレルギー対応委員会は、各小・中学校で作成した「食物アレルギー個別取組プラン（決定）」（様式3）について、助言を行う。	4月下旬	●	●	●		●		
(2) 山都町アレルギー対応委員会は、各小・中学校において適切なアレルギー対応を実施するために、必要に応じて医師会及び消防署と連携を図る。	随時	●						
6 情報の共有								
(1) 学校は、対応する全ての児童・生徒の下記の書類の写しを、総括ファイルにまとめ、職員室、保健室等に保管する。 （ア）「学校生活管理指導表」 （イ）「食物アレルギー個別取組プラン（決定）」（様式3）	給食開始前まで及び随時		●	●				
(2) 学校は、「学校生活管理指導表」と「食物アレルギー個別取組プラン（決定）」（様式3）の控えを、給食開始前までに学校教育課に送付する。	給食開始前まで		●	●				

対応内容	時期	担当						
		教育委員会	管理職	養護教諭	担任	栄養教諭	給食主任	調理員
(3) 学校教育課は、医師会との連携により日常的な相談と管理指導表の適正化に向けた体制を整備する。 また、「学校生活管理指導表」及びガイドラインに関する研修の機会を設ける。		●						
7 対応の開始								
(1) アレルギー対応について								
① 小・中学校の除去食対応は、完全除去を基本とし原則として対応は除去食の提供とする。ただし、給食室での対応が困難な場合は、対応委員会等で対応を検討、決定のうえ、家庭から弁当や代替食の持参を依頼する。			●	●	●	●	●	●
② 小・中学校では、原因食物の異なる児童、生徒が複数いる場合、それぞれの児童、生徒の原因食物に対応した除去食を作るのではなく、原則として料理ごとに該当する原因食物を全て除去した一種類の除去食を調理する。						●		●
(2) 食物アレルギーに配慮した対応食を決定し、他の教職員と給食に関する情報を共有する。			●	●	●	●	●	●

対応内容	時期	担当						
		教育委員会	管理職	養護教諭	担任	栄養教諭	給食主任	調理員
(3) 小・中学校における統一様式の使用								
① 「アレルギー確認表」(様式10-1)・「アレルギー対応予定献立表」(様式10-2)								
ア 毎月、除去対応内容、持参食の依頼、喫食しない料理について記載後、児童生徒を経由して保護者に送付する。			●	●	●	●	●	●
イ 保護者は、「アレルギー対応予定献立表」(様式10-2)の内容を確認し、「アレルギー対応献立確認表」(様式10-1)に押印後、児童生徒を経由して学校に返送する。				●	●	●		
(4) トレイ・食器及び対応カード等について								
① 食物アレルギー食については、普通食と区別を図るためトレイ・食器について、色・柄を替えて使用する。				●		●		●
② 対応カード等								
対応が必要な料理ごとに対応カード等を作成し、食器かトレイに貼付する。				●		●		●
(5) 小・中学校における教室等での配膳								
① 小、中学校は、持参を依頼した代替食を、児童、生徒が持参しているか確認する。					●			
② アレルギー対応ができていることを確認してから「いただきます」を行う。					●			
③ 除去食がある日は、原則として、当該児童・生徒について、その日のすべての献立のおかわりを禁止とする。					●			
(6) 学校は、給食指導による本人の自覚及び同級生の理解の向上を図る。			●	●	●	●		

対応内容		時期	担当						
			教育委員会	管理職	養護教諭	担任	栄養教諭	給食主任	調理員
(7)	学校は、万が一発症した場合の体制を整えておく。			●	●	●	●	●	●
(8)	学校は、アレルギー対応が生じた場合、至急、学校教育課に連絡し、報告書の提出を行う。			●					
8 評価・見直し・個別指導									
(1)	学校は、年度末の面談時に、対応の評価と見直しを行う。	2月		●	●	●	●	●	●
(2)	学校は、保護者から希望がある場合は、その都度面談で対応し、結果を「面談記録表」(様式6)に記録する。	随時		●	●	●	●	●	●
(3) 除去の変更(解除)申請									
(1)	① 学校は、保護者からアレルギー対応について変更(解除)の申し出があった場合は「変更(解除)届出書」(様式7)を配布し、医療機関を受診し、学校に提出するよう伝える。	随時		●	●	●	●		
	② 学校は、「変更(解除)届出書」(様式7)の、提出により対応する。			●	●	●			
	③ 学校は、保護者から提出された「変更(解除)届出書」(様式7)について校内対応委員会を開催し、対応について決定する。	随時		●	●	●	●		●
	④ 学校は、「変更(解除)届出書」(様式7)の、控えを学校教育課に送付する。	随時		●	●				
9 その他									
(1)	教育委員会事は、根本的な事故防止策として、学校給食提供環境の整備について検討する。		●						

第3章 緊急時の対応

1 学校における緊急時の対応

(1) アレルギー疾患の既往がある場合について

ア 役割分担モデルのとおり、複数の教職員で対応する。

イ 緊急時個別カード（様式5）にそって対応を行う。

(2) アレルギー疾患の既往がない、または、管理指導表の提出がない場合について

ア 役割分担モデルのとおり、複数の教職員で対応する。

イ 新規発症時の対応は、緊急時個別対応経過記録表（様式9）を使用する。不測時に対応できるよう、緊急対応ファイルにまとめ、全学級の所定の場所で保管する。

ウ アレルギー対応以外についても記載されている「保健調査票」を活用し、保護者への連絡及び受診時の持ち出しを行う。

※「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」（熊本県教育委員会）については、エピペンの使用方法及び救急要請のポイント等が詳しく記載されているため、日ごろの理解力向上の資料として活用する。

(3) 消防署との連携

ア 学校は、緊急時に備え、消防署と対応児童生徒との情報共有を図り、**㊟**アナフィラキシー緊急時個別対応カード（様式5）を消防署に提出する。

2 食物アレルギー対応等に係る報告について

緊急時は、児童・生徒の対応を最優先させたいうえで、事後対応として、アナフィラキシーショック【食物・蜂・化学物質・運動誘発等】発生報告書（速報・追加）（様式4）を学校教育課へ報告する。

学校生活（給食以外）での留意点（参考資料）

食物アレルギーについては、学校生活上、給食以外にも留意しなければならないことがある。定型的な給食とは異なるため、事前に様々な想定を行い、「学校生活管理指導表」及び「食物アレルギー個別取組プラン(案・決定)」(様式3)に基づいた対応を検討しておく必要がある。

1 校内における教育活動

(1) 家庭科、技術・家庭科、総合的な学習の時間、特別活動、課外活動等

調理実習等食品を使う活動の場合、学級担任・教科担任等は、使用する食品を保護者に伝え、アレルギーとなる食品が含まれていないかを必ず事前に確認する。「加工食品」に含まれるアレルギー物質の表示にも注意し、アレルギーが含まれる場合は別メニューにする等の配慮を行う。重篤な症状を発症する児童・生徒がいる場合は、原則として、コンタミネーションの危険がある食品は使用しない。

(2) 体育・保健体育

食物依存性運動誘発性アナフィラキシーの児童・生徒は、食後の運動について配慮する。

2 校外学習・宿泊を伴う行事

(1) 食物アレルギーの児童・生徒が、なるべく他の児童生徒と同じような校外学習・宿泊が行えるよう、保護者からの情報をもとに、学習内容・宿泊場所等を検討し、旅行業者や宿泊場所に伝えると共に、学校はどの場面でどのような対応・配慮を行うかを確認しておく。

(2) 宿泊先や昼食場所等での食事内容、体験学習の内容等について事前に確認し、担任は保護者に伝え、対応が必要な場合は保護者と相談する。

(3) 友だち同士での弁当や菓子類のやりとり等に注意し、おやつや飲み物・自由行動での食事内容にも注意する。

(4) 学校は、宿泊先のそばがら枕の使用について確認する。そばがら枕を使用していて、そばアレルギーの児童・生徒がいる場合は、部屋全員がそばがら枕でないものに交換する。

(5) 症状が出たときの対応、通常使用している医薬品の使用状況等が、「食物アレルギー個別取組プラン(案・決定)」(様式3)と変更ないか、保護者に確認する。原則として、医薬品は本人が持参し、本人が自分で使用できるようにしておく。現地で発症して病院を受診する際に、医薬品名や服用の有無を申告する場合があるので、学校は、主治医から処方された医薬品名と容量を把握しておく。

- (6) 緊急時に搬送する医療機関の情報を収集し、緊急時の連絡体制、対応、搬送先（宿泊先周辺の適切な医療機関）等の決定内容を保護者と確認すると共に、教職員間で共通理解を図る。
- (7) 該当児童・生徒の「食物アレルギー個別取組プラン」（様式3）と「**㊟**アナフィラキシー緊急時個別対応カード」（様式5）をまとめた緊急対応ファイルを持参し、本人のアレルギー情報、主治医の連絡先、保護者の連絡先などが明確になるようにしておく。

4 運動

- (1) 食物アレルギーのある児童・生徒が、体育や外遊び等で体を動かした後は、児童・生徒の様子に配慮する。

本マニュアルの作成にあたり、下記の資料を一部抜粋及び参考に作成した。

- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年3月 財団法人日本学校保健会発行）
- 「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月 文部科学省）
- 「学校における食物アレルギー対応の手引き」（平成28年3月 熊本県教育委員会）
- 「学校における食物アレルギー対応Q&A」（平成28年3月 熊本県教育委員会）

学校給食食物アレルギー対応マニュアル作成者（令和3年4月30日現在）

山都町 **学校給食**食物アレルギー対応委員会

様式 1

食物アレルギーの対応について

保護者の皆様へ

山都町教育委員会
学校教育課

学校給食は、学校給食法に基づき実施しており、栄養のバランスのとれた食事を提供し、健康の保持増進や体位の向上、日常生活の望ましい食習慣を身につけ、好ましい人間関係を育てる場となっています。さらに、食文化の理解や感謝の心、社会性、自己管理能力の育成など教育の一環として実施されています。学校では、教育的視点から児童生徒に対し可能な範囲でアレルギー食の対応をしていきます。

アレルギー食の対応にあたり、ご協力をお願いいたします。

《対応にあたりお願いすること》

- ① アレルギー食の対応は、食物アレルギー治療のため医師の指導により家庭において対応食等を実施している児童生徒を対象に、保護者の申請に基づき、原因食品を除去する等の方法により実施します。
- ② アレルギー食を実施している期間中に、状況を把握するため、学校生活指導管理表の提出を年に1回はお願いいたしますのでご協力ください。
また、家庭等において児童生徒が除去すべき食品を摂取していることが判明したときには、面接をした上、医師の診断書によりアレルギー食の解除をする場合があります。
- ③ アレルギー対応予定献立表の除去する食品に前もってチェックしておきますので確認をお願いします。問題が無ければアレルギー対応献立確認表に押印後、提出をお願いします。献立で不明な点はお問い合わせ下さい。給食はチェックされた献立表に基づいて可能な範囲で除去食または代替食の給食を提供します。
- ④ 入手困難な材料や特別な料理が必要な場合は、学校での対応が困難となりますので、弁当などの持参をお願いします。

保護者 様

山都町立〇〇小・中学校

校長 〇〇 〇〇

食物アレルギー調査について

食物アレルギーを持つ児童・生徒は年々増加してきているといわれています。症状や原因食物はそれぞれ異なり、給食において個別に対応していかなければなりません。

つきましては、お子さまの食物アレルギーの詳しい実態を把握したいと思っておりますので、下記のアンケートに記入していただき、 月 日 () の () に提出してください。

※ 食物アレルギーとは、原因となる食物を食べた後に、皮膚のかゆみ、じんましん、湿疹、腹痛などのアレルギー症状が引き起こされる現象です。

※ 体質的に乳糖を分解できずに下痢を起こす病気（乳糖不耐症）等は食物アレルギーではありません。

----- きりとり -----

食物アレルギー調査票

(小・中学校) 名前 _____

1. 現在除去中の食物はありますか。
いいえ はい (食物名:)

2. 学校給食で除去して欲しい食物はありますか。
いいえ はい (食物名:)



「学校生活管理指導表」配布

3. 食物アレルギーはありますか。
(食べたときに、唇・舌・口の中や喉にかゆみやしびれ等がある場合も「はい」の方を選択してください。)

いいえ はい

4. その原因となる食物と摂取後に起こる症状は何ですか。

食物名	症 状
	不明 具体的症状 ()
	不明 具体的症状 ()
	不明 具体的症状 ()

5. 上記3・4の除去食はどなたが判断しましたか。
医 師 保護者 その他 ()

6. アレルギー検査を受けたことがありますか。また、その時の検査結果はどうでしたか。
いいえ はい→結果 陽性の食物名 ()
年 月実施 陰性の食物名 ()

7. 運動で食物アレルギーの症状を発症したことがありますか。
いいえ はい→食事との関連あり 食事との関連なし

8. アナフィラキシーショック（血圧低下や意識障害等）の経験はありますか。
いいえ はい (回数 回、最後の発症年月日: 年 月)
原 因 () 症 状 ()

9. 食物アレルギーの治療のために使用している薬はありますか。
いいえ はい (薬剤名)

様式 3

食物アレルギー個別取組プラン (案・決定)

取組プラン 検討日：令和 年 月 日
保護者説明、協議日：令和 年 月 日

学年・組	名 前	性 別	生 年 月 日
年 組		男・女	平成 年 月 日 (歳)

学校長名・㊟	
保護者名・㊟	

I

原 因 食 物	
鶏卵・乳・小麦・そば・ピーナッツ・木の実・甲殻類 ()・果物類 ()・魚 ()・肉 ()・その他 ()	

II

食物アレルギー病型		
即時型	口腔アレルギー症候群	食物依存性運動誘発アナフィラキシー

※ I～IIIは、医師が作成するアレルギー疾患用学校生活管理指導表を基に、○印及び原因食品を記入すること。

III

アナフィラキシー病型		
食物によるアナフィラキシー	食物依存性運動誘発アナフィラキシー	その他
原因食品 ()	原因食品 ()	

学校給食の対応に○印をつけてください。(人員や設備の充実度、作業ゾーンなどの状況に応じて対応を検討すること。)

レベル1 (詳細な献立表対応)	レベル2 (一部弁当対応)	レベル3 (除去食対応)	レベル4 (代替食対応)
		一部除去食対応	

		チェック項目	具体的な配慮と対応
学 校 で の 配 慮	給食	給食の選択について	
		除去する食品や内容について	
	食物・食材を扱う活動・授業	微量の摂取・接触による発症防止について □調理実習 □その他	
		運動(体育・部活動など)	運動誘発アナフィラキシー □運動について □その他
			食物依存性運動誘発アナフィラキシー □食後の運動について
	宿泊を伴う校外活動	事前に確認すること □乗り物 □運動 □食事 □寝具等 □その他	
持参薬について			
緊急時に備えての持参薬やエピペンについて	保管場所 保管方法		
学校での対応方針			

緊急時連絡先(1) 通院している医療機関	<input type="text"/>	☎ ()
(2) 緊急時に搬送できる医療機関	<input type="text"/>	☎ ()
(3) 保護者連絡先	<input type="text"/>	☎ ()

様式4

アナフィラキシーショック【食物、蜂、化学物質、運動誘発等】発生報告（速報・追加）

令和 年 月 日

報告機関：教育事務所・教育委員会・学校等名 _____

報告者：職名（ ） 氏名（ ）

学校名	
学校長名	
学校の所在地	
児童生徒名	氏名 ()年()組(男・女)
発生日時	令和 年 月 日 () 時 分頃
発生場所	
既往	学校生活管理指導表(有無) 原因物質等()
概要	※発生の経過、学校の対応、医療機関との連携等 エピペンの使用(有無)
その後の経過	
※受信日	令和 年 月 日 () 時 分頃：受信者()

発生の都度、下記の順序で電話又はFAXにより速報する。内容は報告書のとおり。

- 県立学校 学校 → 県教育庁教育指導局体育保健課
- 市町村立学校 学校 → 市町村教育委員会
- 教育事務所 → 県教育庁教育指導局体育保健課

㊫ アナフィラキシー緊急時個別対応カード

氏名	男・女	生年月日	平成	年	月	日
住所						
緊急時連絡先	連絡の順	名前	本人との関係	電話番号		
	1					
	2					
	3					

医療機関	医療機関名	医師の名前	医療機関住所	電話番号
主治医				
緊急時				

アレルギーについて	アナフィラキシーの既往	有	無	ぜん息 (アナフィラキシー重症化の危険因子)	有	無
	アレルギーの原因となるもの					
	内服薬等	有 (薬:)	無	内服薬等保管場所		
	「エピペン®」	有 (mg 有効期限 年 月)	無	「エピペン®」保管場所		

特に過敏であることが予想され注意を要する食品 ()

学校での対応

<p>原因が分からなくても軽い症状が出ている</p> <ul style="list-style-type: none"> 皮膚：限られた範囲のかゆみ、じんましん (数個)、部分的に赤い斑点 口：口の痒み、唇が少し腫れている 呼吸：軽い咳、くしゃみ 	➔	<p>学校の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の応援を呼ぶ。必ず職員が本人に付き添い衣服をゆるめ、安静にして注意深く観察する ※本人を動かさない 「エピペン®」準備、本人に持たせる (症状が進行するなら打つことを考慮する) 内服薬等があれば服薬するように指示する 保護者に連絡する 記録開始 (裏面に記入)
<p>特に過敏であることが予想され注意を要する食品を食べた (かもしれない)</p> <p>上記の食品を食べ (または食べたことが予想され)、何らかの症状が出現した場合</p>	➔	<p>学校の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の応援を呼ぶ。必ず職員が本人に付き添う ※本人を動かさない 直ちに「エピペン®」注射 救急車を呼ぶ (119 番) 保護者に連絡する 衣服をゆるめ保温し、安静にして救急車を待つ 記録開始 (様式 9) <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>意識がある場合 ※呼吸困難があれば座らせてもいいが立たせない</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>意識が無い場合 ※体と顔を横に向け、寝かせる</p> </div> </div>
<p>重度の症状がある</p> <p>下記の症状がひとつでも出たら重度</p> <ul style="list-style-type: none"> 消化器：繰り返し吐き続ける、持続する強い痛み (我慢できないお腹の痛み) 呼吸器：喉や胸が締め付けられる、声がかすれる、犬が吠えるような咳、持続する強い咳き込み、ゼーゼーする呼吸、息がしにくい 全身症状：唇や爪が青白い、脈が触れにくい・不規則、ぐったりしている、意識がもうろうとしている、尿や便をもらす 	➔	<p>学校の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の応援を呼ぶ。必ず職員が本人に付き添う ※本人を動かさない 直ちに「エピペン®」注射 救急車を呼ぶ (119 番) 保護者に連絡する 衣服をゆるめ保温し、安静にして救急車を待つ 記録開始 (様式 9) <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>意識がある場合 ※呼吸困難があれば座らせてもいいが立たせない</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>意識が無い場合 ※体と顔を横に向け、寝かせる</p> </div> </div>

保護者確認年月日 令和 年 月 日 保護者名 (印)

※あくまで目安であることをご理解ください。この対応カードは緊急時に備え教職員全員及び消防署で情報共有します。

変更(解除)届出書

令和 年 月 日

山都町立〇〇〇〇学校長 宛

保護者氏名 _____ 印

下記のとおりアレルギー対応食提供の実施を 変更 ・ 解除 します

(フリガナ) 児童生徒氏名	男・女	生年月日	令和 年 月 日 (歳)
学校名	学校 年 組	担任名	
住所		(電話番号)	

主治医 様

上記の児童生徒について、学校生活管理指導表に基づき現在食物アレルギー対応食を提供しています。保護者から変更・解除の申し出がありますので、主治医の先生の診断に基づき、学校での具体的な対応を検討したいと考えておりますので、下記にご記入くださいますようお願いいたします。

食品	現在の除去食内容	今後の除去食内容
【特記事項】		

上記の児童・生徒について、
 () 上記のようなアレルギー食の変更が必要です。
 () アレルギー食の中止が可能です。
 ※ () に○をつけてください。

病院・医院名 _____

主治医 _____ 印

ヒヤリハット事例 報告書

報告日：令和 年 月 日

学校名 _____ 学校

学校長名 _____

記入者氏名 _____

分類		食物アレルギー ・ その他 ()
ヒヤリハット発生の経過	いつ	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
	だれが	_____年 _____組・氏名
	内容 ①どこで ②何をしていたとき ③どうして ④どうなったのか	原因と考えられる要因 _____
事後	学校長の判断	A…根本的な対策が必要 B…職場内での検討が必要 C…職場全員に注意喚起する
	改善点 防止に向けた 取り組み	

☆随時、学校教育課に報告してください。

危機管理対応におけるヒヤリハット事例の収集・活用は事故防止の観点から重要です。報告することによって報告者が不利益を受けることはありません。

1	食べた(摂取した)時刻	令和 年 月 日 時 分				
2	食べた(摂取した)状況	食べた・摂取したもの()量()場所()				
3	処 置	アレルギーの除去	<input type="checkbox"/> 口の中のものを取り除く <input type="checkbox"/> 口をすすぐ <input type="checkbox"/> 手を洗う <input type="checkbox"/> 目や顔を洗う			
		緊急時処方薬	内服薬()	時 分	吸入薬()	時 分
		「エピペン®」	「エピペン®」を準備、本人に持たせる			時 分
			「エピペン®」注射(あり なし) ありの場合→			時 分
4	救急車	救急車を要請した時刻	時 分	救急車到着時刻	時 分	
5	医療機関	医療機関 連絡時刻	時 分	医療機関到着時刻	時 分	
6	医療機関搬送先	同乗者:				
7	保護者	保護者への連絡時刻	時 分(内容:)			
8	症状 ※確認された症状に○	軽い症状 (時 分頃から出現)				
		<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚 : 限られた範囲のかゆみ、じんましん(数個)、部分的に赤い斑点 ・口 : 口のかゆみ、唇が少し腫れている ・呼吸 : 軽い咳、くしゃみ 				
		中等度～重度の症状(時 分頃から出現)				
		<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚 : じんましん(10個以上)、強いかゆみ、舌や唇の腫れ、 ・お腹 : 腹痛、嘔吐、下痢、お腹と皮膚の症状が同時にある (嘔吐、下痢、腹痛に湿疹(じんましん)が伴う) ・呼吸 : のどのイガイガ、のどのかゆみ、繰り返す咳、息苦しい 呼吸時ゼーゼー・ヒューヒューと鳴る、かすれ声、声が出ない ・脈・顔色 : 脈が速い、脈が不規則、顔色が青白い ・様子 : 不安、恐怖感、ぐったり、うとうと、意識がもうろう 				
9	バイタルサイン	脈拍(回/分)	呼吸(荒い ふつう)	体温(°C)		
10	その他					

救急車(119番)に伝える内容 救急車要請者名()

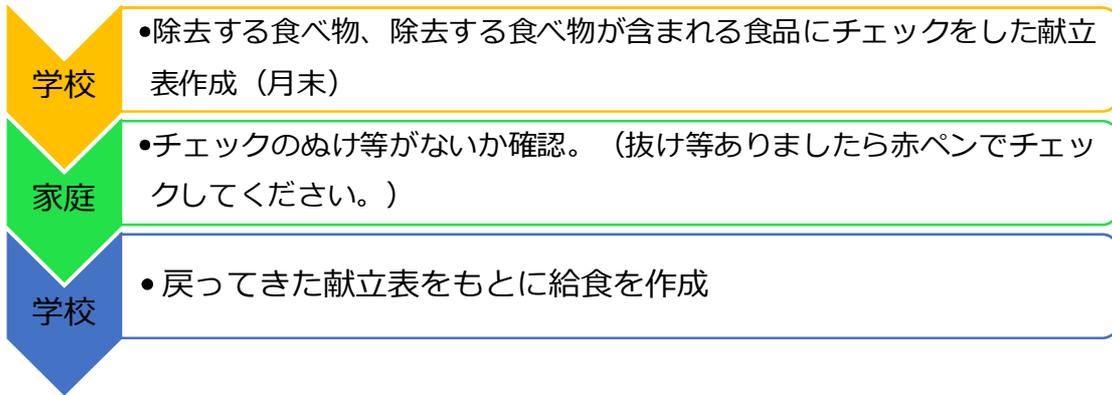
<p>「救急です！」学校の所在地は()学校名は(学校)です。</p> <p>患者の名前は・()です。(歳)です。</p> <p>患者は……()を摂取し、アレルギー症状が出ています。</p> <p>学校の電話番号は()です。</p> <p>●患者は「エピペン®」を処方 <input type="checkbox"/>されています <input type="checkbox"/>されていません</p> <p>・「エピペン®」を <input type="checkbox"/>注射しました <input type="checkbox"/>注射していません</p> <p>・意識は <input type="checkbox"/>あります <input type="checkbox"/>ありません</p> <p>・呼吸は <input type="checkbox"/>普通にしています <input type="checkbox"/>苦しそうです <input type="checkbox"/>していません</p> <p>・じんましんは <input type="checkbox"/>全身に出ています <input type="checkbox"/>体の一部に出ています</p> <p>・嘔吐や下痢は <input type="checkbox"/>あります <input type="checkbox"/>ありません</p>	}	事前に記入
--	---	-------

年 組 さん

アレルギー対応献立確認表

〇〇〇学校

除去する食品の確認について、下記の流れで実施したいと思います。
《確認の方法》



* 献立表を確認していただきましたら下に確認印を押印してください。

月	提出期限	保護者確認印	月	提出期限	保護者確認印
4月	/		11月	/	
5月	/		12月	/	
6月	/		1月	/	
7月	/		2月	/	
8・9月	/		3月	/	
10月	/				

ご不明な点等ございましたらご連絡ください。

〇〇学校養護教諭 〇〇 〇〇
連絡先

令和 年 月 アレルギー対応予定献立表（例）

様式10-2

年 組名前（ ）

除去食（ 卵 ）

日 曜	献立	黄 群	赤 群	緑 群
1 月	わかめごはん 牛乳 冷やしうどん 五目卵焼 小松菜のアーモンドあえ	米(90)麦(9)冷うどん麺(100)砂糖(三温)(2.9) 油(0.5)アーモンド(ロ-ト済)(1.5)	卵(60)牛乳(206)	味わかめ(3)ねぎ(3.5)だいこん(40)のり(1) しょうが(1)たまねぎ(20)にんじん(15)いんげん(10) こまつな(10)キャベツ(30)もやし(18)
2 火	麦ご飯 牛乳 白身魚のチリソース ごまネーズサラダ みそ汁	米(90)麦(9)でんぷん(4.2)油(4.8) 砂糖(三温)(1)いりごま(白)(2.5)	牛乳(206)ホキの角切り(2cm)(45)ちくわ(12) 豆腐(26)あげ(6.5)かたくちいわし(煮干)(2.5)	ピーマン(8.4)たまねぎ(49)たけのこ水煮(24) キャベツ(50)きゅうり(25)にんじん(15)わかめ(0.6) ねぎ(7)
3 水	ちらし寿司 牛乳 肉じゃが からみ揚げ	米(90)砂糖(三温)(9.7)油(4.5)じゃがいも(70) しらたき(30)砂糖(2)澱粉(じゃがいも)(2)ごま(1.2)	卵(25)きぬさや(6)牛乳(206)牛肉(30)いんげん(10) いりこ(5)大豆(13)	にんじん(33.4)ごぼう(18)れんこん(18) たまねぎ(40)干切昆布(300g)(0.5) しいたけ(2.5)
4 木	玄米パン トマトの冷製パスタ 新じゃがのチーズ焼き コールスローサラダ 牛乳	米(39)強力粉(39)小麦たんぱく(9)砂糖(6.04) ショートニング(3.6)スパゲッティ(50) オリーブ油(4)じゃがいも(75)砂糖(三温)(0.6)	脱脂粉乳(1.84)牛乳(206) ミックスチーズ(12) ノンドリップツナ(20)	トマト(50)しそ(0.9)にんにく(0.6) キャベツ(40)にんじん(6.5)アスパラガス(8) きゅうり(15)
5 金	麦ご飯 牛乳 マーボーなす 中華風なま酢 一食納豆	米(80)麦(8)ごま油(2)砂糖(10.6)でんぷん(3.5) 油(1.2)	卵(12)牛乳(206)豚肉(35) 一食納豆(30)	なす(80)ピーマン(15)たまねぎ(30)にんじん(21) しいたけ(1.3)ねぎ(6.5)だいこん(50)きくらげ(1)

は、卵 除去します。